

令和4年度

第11回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第11回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月7日(火) 午後1時30分～午後2時21分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

3番 石橋 弘嗣

4番 石田 まさ子

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

8番 石井 文夫

9番 石井 利和

欠席委員 1人 5番 宇田川 忠好

4. 農地利用最適化推進委員 6人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 岡本 好夫

4番 石井 玄徳

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第6号	令和4年度 第8次農用地利用集積計画の決定について	2件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	20件
報告第2号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	3件

6. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	館野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第11回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、宇田川委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 今回の申請は、2件でございます。 議案の1～4ページをお願いいたします。 (1)の申請受付日は、令和5年1月23日でございます。 申請地は国分で、地目は畑、面積は204平方メートル、外6筆で、合計面積は4,555平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、経営移譲を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。 続きまして、5～7ページをお願いいたします。 (2)の申請受付日は、令和5年1月25日でございます。 申請地は宮久保で、地目は田、面積は525平方メートル、外1筆で、合計面積は1,050平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席6番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和5年1月31日に農地調査班第3班と区域4及び5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1) の譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼業農家の方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>取得後は、ネギ等の露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>(2) の譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼業農家の方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>取得後は、イチジク等の果樹を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

	<p>(1) の譲受人は、経営移譲を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、(2) の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は280日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1) について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1) は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>
事 務 局 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の9、10ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和5年1月23日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は畑、面積は265平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席6番の委員	<p>はい、議長</p>

議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和5年1月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、中国分小学校の北東側、おおむね300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周りに農地はありません。また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>周辺の開発事業の影響で、以前より近くで駐車場を借りていた住民が近隣の駐車場を利用できなくなり、周辺住民の要望があったため、申請に至ったものでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、自己資金により賄うことが申請書</p>

	<p>類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、周りに農地はございません。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、事務局長。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、 今回の申請件数は、6件でございます。</p> <p>議案の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は令和5年1月23日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は496平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地3区画を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして13、14ページをお願いいたします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和5年1月24日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は田、面積は1,000平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして15～17ページをお願いいたします。</p> <p>(3)から(5)までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和5年1月24日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は畑、面積は125平方メートル、 外21筆で、合計面積は5,267平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして19、20ページをお願いいたします。</p> <p>(6)の申請受付日は、令和5年1月24日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は宅地で現況は畑、面積は101平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、宅地敷を目的に所有権の移転をするものでござ</p>

<p>議長</p>	<p>います。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和5年1月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、百合台小学校の北側おおむね50メートルに位置し、 現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックで周囲を囲い、土砂の流出を防止します。また、埋め立てはありません。</p> <p>雨水は宅地内で一時貯留し、汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、併せて前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>申請地につきましては、特定建築条件付売買予定地として専用住宅を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>続きまして、(2)の申請地は、北総線北国分駅の南東側おおむね550メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p>

転用にとまなう周辺農地への影響ですが周囲にブロックを積み、上部にフェンスを設け、土砂の流出を防止します。

雨水については自然浸透とし、汚水・雑排水はありません。

また、埋め立てはありません。

申請地につきましては、普通車 38 台の駐車場にする予定です。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

続きまして、(3)～(5)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請地は、県立市川南高等学校の北側おおむね 50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に鋼板土留を設け、土砂流出防止を行います。また、埋め立てはありません。

雨水については自然浸透とし、汚水・雑排水はありません。

申請地につきましては、車両置場にする予定です。

譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

続きまして、(6)の申請地は、北総線北国分駅の南側おおむね 450メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既存の鉄板及び生垣により、土砂流出防止を行います。また、埋め立てはありません。

雨水については自然浸透とし、汚水・雑排水はありません。

申請地につきましては、宅地敷にする予定です。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基

<p>議 長</p>	<p>準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、埼玉県越谷市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地周辺は平坦な地形であり、周囲には幼稚園や小学校等の教育施設があることから住環境に適していると考え、申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和5年3月15日に着工し、完了は令和5年12月28日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>続きまして、(2)の譲受人は、匝瑳市に本店を置き、主に食品販売及び印刷業を営む法人です。</p> <p>新規営業所開設により営業車及び従業員用の駐車場が必要になったため</p>

申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は許可後1カ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして、(3)～(5)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

譲受人は、東京都江戸川区に本店を置き、主に運送業を営む法人です。

現在、使用している車両置場の立ち退きを迫られており、代替りの車両置場を探していたところ、既存車両置場に近接している申請地が最適だと考えたため申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後15日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

	<p>続きまして、(6)の譲受人は、松戸市在住の個人です。</p> <p>隣接している既存住宅と一体として売買するため申請に至ったとのこと です。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資 金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施され ることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、工事は行いません。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと 思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)につい て、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付し て、県知事に送付することと、決定いたします。</p>

各 委 員	<p>続きますして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
各 委 員	<p>続きますして、(3)から(5)までは関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)から(5)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(3)から(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
各 委 員	<p>続きますして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(6)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(6)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>

事務局長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
議長	はい、議長。
事務局長	事務局。
事務局長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、今回の申請は、1件でございます。 議案の21、22ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和5年1月23日でございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は313平方メートル、外1筆で、合計面積は1,770平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。 本件は、令和2年3月26日付けで車両置場、資材置場及び仮設事務所用地として農地法第5条の規定による一時転用の許可を受け、その後令和2年10月28日付け及び令和3年8月26日付けで変更承認を受けたものでございますが、今回、追加工事により、工事期間の延伸が必要なため、計画変更承認申請がなされたものでございます。 説明は以上でございます。
議長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席6番の委員	はい、議長
議長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につい

	<p>て」</p> <p>現地調査は、令和5年1月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、県立市川東高等学校の南側おおむね50メートルに位置し、現況は車両置場、資材置場及び仮設事務用地として利用しておりました。</p> <p>本件は、令和2年3月26日付けで車両置場、資材置場及び仮設事務用地として農地法第5条の規定による一時転用の許可を受け、その後令和2年10月28日付け及び令和3年8月26日付けで変更承認を受けたところですが、この度、追加工事による工事期間の延伸のため計画変更承認申請をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、承認相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請者は東京都練馬区において建設業を営む法人です。</p> <p>既に計画変更承認を受けました事業について、工事期間延伸のために、変更承認申請に至ったとの事です。</p> <p>申請地については目的通りに利用されており特に問題はございません。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により承認相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 議案書の23、24ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和4年12月19日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、曾谷の農地12筆で、合計面積は5,692.2</p>

	<p>5平方メートルです。</p> <p>地目は「畑・田・宅地」ですが、現況は「畑・樹園地」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和4年8月27日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席2番の委員。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年1月30日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と妻及び長男夫婦の4名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのこと。</p> <p>特例農地の状況ですが、市川市立百合台小学校北東側に位置した樹園地12筆、5,692.25平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

議 長	質疑が無いようですので私からよろしいでしょうか
各 委 員	はい。
議 長	地目が宅地で現況が樹園地であれば、相続税の納税猶予の対象になるんですか。
議 長	事務局。
事 務 局	地目が宅地でも現況が樹園地であれば相続税の納税猶予の対象となります。
議 長	ありがとうございました。 他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第6号「令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局	<p>議案第6号 「令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について」 説明いたします。</p> <p>議案書の25ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年1月17日付けで、市川市長より令和4年度第8次農用地利用集積計画（案）が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>議案第6号「令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年1月30日に、第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手の方は大野町在住の方です 大町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、大町の「市川市動植物園」の南側に位置した畑4筆、現況は「樹園地」でございます。</p>

	<p>面積は、2,332平方メートルで、設定期間は、5年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第8次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は大野町在住の方です。</p> <p>大野町在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、大野町で「市川市立大柏小学校」の北西側に位置した畑1筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は、3,071平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第8次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和4年度第8次農用地利用集積計画の決定について」、1番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、20件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第1号 「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。 議案の27ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和5年1月5日から1月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、7件、11筆、2,087.51平方メートル、第5条の届出は、13件、18筆、6,717.14平方メートルで、第4条と第5条の合計は、20件、29筆、転用面積は8,804.65平方メートルとなります。 なお、詳細につきましては、28ページから31ページまでの記載のとおりです。 報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」、1件ございます。</p>

事務局次長	事務局より、報告いたします。
議長	はい、議長。
事務局次長	<p>はい、事務局次長。</p> <p>報告第2号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」、報告いたします。</p> <p>議案の33ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和2年7月27日付けで、駐車場用地を目的として農地法第5条の許可を受けましたが、令和5年1月10日付けで、願出人より農地法第5条の規定による許可処分の取消願が県知事宛に提出され、同年1月24日付けで許可が取り消されました。</p> <p>取消理由につきましては、譲渡人の親族の反対によるものでございます。報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」1件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の35ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年12月28日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p>

	<p>土地の所在は南行徳及び福栄、面積は307平方メートル外3筆で市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、4筆の内1筆は平成3年5月29日に農地法第4条に基づいて「駐車場」を目的に転用許可等がなされておりますが、外3筆は転用許可申請等の提出はされていません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和5年1月10日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の37ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている</p>

議 長	<p>旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年12月26日及び令和5年1月10日に申請のあった3件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第11回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	--